

5. 国民一人一人が、社会全体での世代間扶養を保険料納付という自助努力の下で行う公的年金の重要性を理解し、この仕組みを守り育てていくことが必要。国としても、公的年金の考え方や大切さを十分伝えるとともに、保険料収納対策も徹底して講じていく考え。

#### 企業年金の解散について

##### 企業年金：掛金が運用され戻ってくる仕組み

- 企業年金が会社の倒産や業績悪化などを理由に解散するケースがあるが、企業年金は、世代間扶養を基本とする公的年金と異なり、企業が主として負担する掛金が運用されて戻ってくる仕組みである。  
このため、企業の業績や資金運用の悪化の影響を直接受けることとなり、場合によっては解散するものが存在している。

##### 公的年金：社会全体で世代間扶養を行う仕組み

- 一方、社会全体での世代間扶養を国民一人一人の保険料納付という自助努力の下で行う仕組みをとっている公的年金は、一企業の業績に左右される企業年金のように解散することはない。  
企業年金は一企業の業績の変動の影響を直接受けることとなるが、社会全体で考えれば、業績のよい企業も悪い企業もあり、ある企業は倒産しても別の企業が生まれるように、一つの企業の業績の変化を社会全体でカバーしていくことができるので、公的年金がつぶれることはない。

#### 保険料滞納者の増加について

##### 現在の未納者の増加が公的年金財政を大きく揺るがす状況にはない

- 「国民年金は「空洞化」しており、このままでは崩壊する」と指摘されることもあるが、基礎年金を支える 20 歳から 59 歳までの国民全体で考えれば、近年未納者は増えてはいるものの、未加入者・未納者は被保険者全体の 5%程度にとどまっている。しかも、未加入・未納期間分については将来の年金給付はなく、「ただ乗り」は生じない仕組みとなっている。

したがって、現在の未納者の増加が、公的年金の財政を大きく揺るがし、制度を崩壊させるという状況にはない。

### 将来年金給付がないことを承知すれば保険料を納めなくてもよいのか？

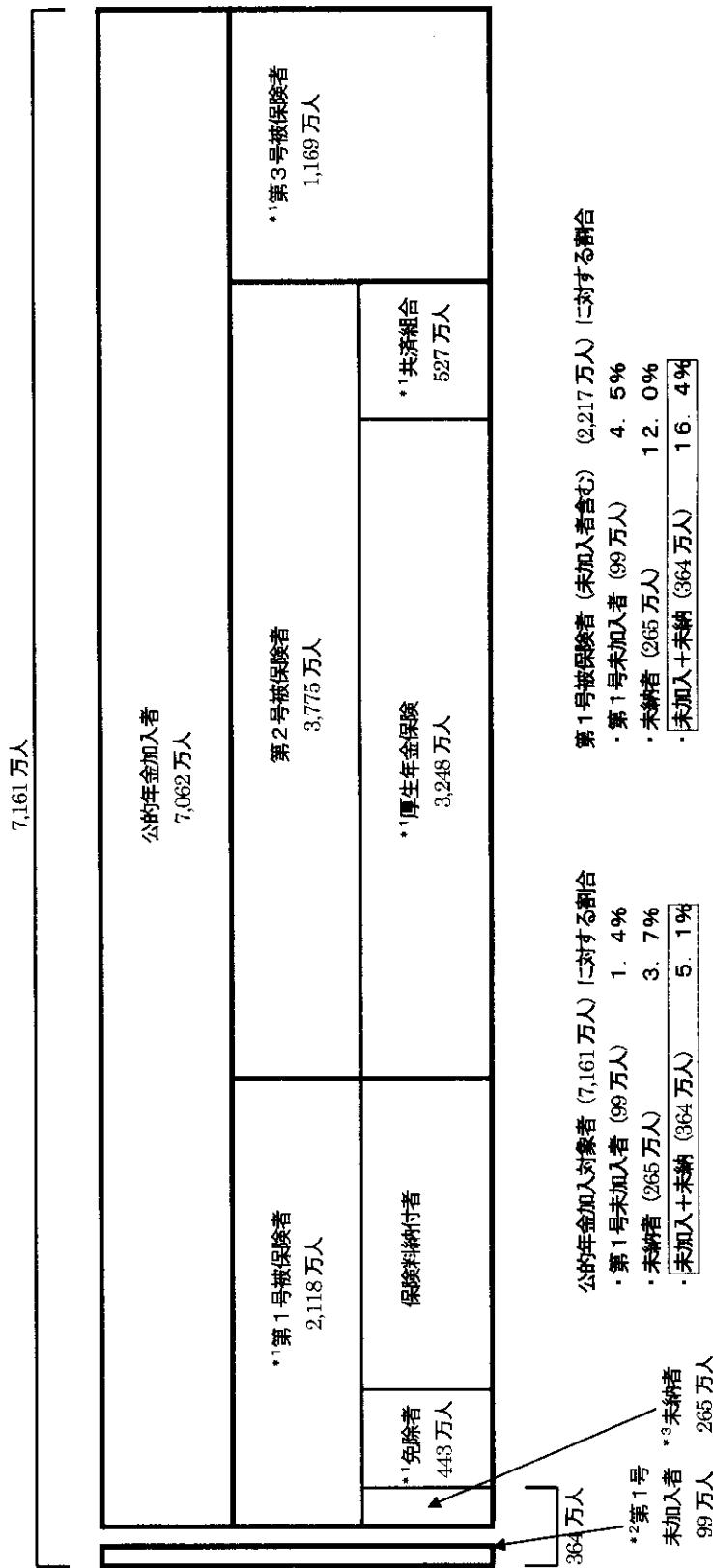
- しかし、自分が将来年金をもらえないことを承知の上であれば、保険料を納めなくてもよいか、というと、そうではない。
- 基礎年金の給付に必要な費用は 20 歳から 59 歳までの全国民で公平に負担する仕組みとなっているところ、保険料を納めない者が増えると、当面給付費が減ることはない反面、保険料収入が減ることから、一時的に納付者一人あたりの基礎年金の負担が重くなることとなる。すなわち、頑張って保険料を納付している者に迷惑をかけることになる。
- また、現役世代が親の老後の心配をせずに安心して暮らしていられるのは、社会全体で支える公的年金があるからであり、未加入者や未納者も含めて、現役世代全体が公的年金の恩恵を間接的に受けていると言える。

### 一人一人が義務を果たして初めて行うことのできる老後の保障

- 社会全体での世代間扶養を国民一人一人の保険料納付という自助努力の下で行う公的年金が、将来経済社会がどのように変わろうとも、やがて必ず訪れる長い老後を確実に支える唯一の仕組みであること、そして、このような保障は、入っても入らなくてもよいという私的な年金で行なうことはできず、社会全体の連帯により初めて可能である。
- 公的年金に加入をしなかったり（未加入）、加入をしても保険料を支払わない（未納）ことは、自分の親も含めて高齢者の生活を社会全体で支えるという社会的連帯の輪の中での義務を果たしていないと言う点で問題である。  
国としても、高齢者の生活を社会全体で支えるという社会的連帯の輪の中での義務を果たしていない未加入者、未納者を減らしていくため、公的年金の考え方や大切さを十分伝えるとともに、保険料収納対策も徹底して講じていく考えである。

(参考)

公的年金加入者の状況



\* 1：平成12年3月末現在。なお、第1号被保険者には、任意加入被保険者(30万人)を含めて計上しており、免除者は法定免除者と申請免除者の計である。

\* 2：平成10年10月15日現在(平成10年の年金加入状況等調査より)

\* 3：平成11年3月末(平成11年国民年金被保険者実態調査より)。未納者とは、調査対象とした第1号被保険者1,652万人のうち、過去2年間1ヶ月も保険料を納付しなかった者。)

**Q3 払った保険料よりも、もらえる年金の額の方が少ないのではないか。若い世代ほど今後の保険料負担が重くなり、負担できなくなるのではないか。**

**【要点】**

1. 長期間にわたる賃金や生活水準などの上昇を踏まえた給付を行い、現役時代と大きく変わらない生活のできる年金を約束することができるのには、世代間扶養を基本とする仕組みであるからであり、いわばかけがえのない公的年金について、本来損得の観点からみる次元の問題ではない。
2. あえて計算しても、平均的に長生きすれば、支払った保険料の総額より生涯受け取る年金額の合計の方が大きく、決して払い損にはなっていない。
3. いずれにせよ、少子高齢化が進むにつれて、より若い世代の保険料負担が上昇するのは事実。しかし、公的年金の保険料を払うことにより、親の老後を心配することなく安心して生活ができるという意味で、現役世代も、公的年金制度の間接的な恩恵を受けていることにも留意が必要。
4. なお、前回（平成12年）の制度改正で、
  - ①厚生年金の保険料率は、将来においてもボーナス込みの賃金に対して労使あわせて2割程度（現在13.58%）となり、
  - ②国民年金の保険料についても、改正法の附則に規定された基礎年金に対する国庫負担の割合の引き上げ（1/3→1/2）を図ることにより、将来も18,000円台（平成11年度価格）にとどめることができる」と考えられており、将来の保険料負担が過重なものとなるないよう取り組んだところ。

損得よりも実際に老後の生活を支えるのに十分であるかどうかが重要

- 社会全体で世代間扶養を行うことを基本とする公的年金は、将来、経済社会がどのように変わろうとも、やがて必ず訪れる長い老後に、その社会において従前の生活と大きく変わることのない生活ができるよう、生活の基本的な部分を保障することのできる唯一の合理的な仕組み、かけがえのないものであり、本来損だとか得だとかの観点からみる次元の問題ではない。

- 1961 年に拠出制の国民年金がスタートした時、月額保険料 100 円を 25 年間納付すると月額 2,000 円、40 年間納付すると月額 3,500 円の年金が終身受け取れることになっていた。現在の社会での生活水準の保障という面から考えると、このような年金額では充分ではないことは、誰の目からもみても明らかである。  
　　このように、公的年金は損か得かという議論をしても、実際に支給される年金が、老後の生活を支えるのに十分なものでなければ意味がない。
- 現在、国民年金の受給者が、満額で月額 67,017 円の基礎年金を受け取ることができるのは、国民年金がスタートした後、世代間扶養の仕組みを基本とすることにより、賃金や物価等の水準の変動に応じて年金額を引き上げることが可能となったからである。  
　　このように、公的年金は、世代間扶養を基本とする仕組みであるからこそ、長期間にわたる生活水準や賃金などの上昇を踏まえた給付を行い、現役時代と大きく変わらない生活のできる年金を約束することができる。
- あらかじめ何歳まで生きるか見通すことは誰にもできない。国民年金も厚生年金も終身年金であり、どんなに長生きしても亡くなるまで年金が給付される。また、現役時代に障害にかかったり、亡くなったりした時の障害年金や遺族年金があることも忘れてはならない。  
　　このような保障のあり方について、損得論だけで見るべきではないということを、ご理解いただく必要がある。

#### 個人年金ではこのような約束はできない

- 逆に、入るか入らないかが個人の任意に委ねられている個人年金（私的年金）では、このような約束をしているものは存在していない。

#### あえて計算しても決して払い損にはなっていない

- このように、自分が払う負担と自分が受ける給付の損得だけで年金制度を捉えるべきではないということを前提とした上で、平成 11 年の財政再計算結果に基づいて、あえて計算をしてみると、
  - ・ 国民年金の場合、今年 20 歳の人（1981 年生まれ）が 40 年間納める保険料の総額を単純に合計すると 1,036 万円となるが、平均的に長生きしたと考えて、65 歳から 80.5 歳（男女の平均寿命の中間）

までの受け取る年金額を単純に合計すると 1,247 万円となり、保険料の総額より生涯受け取る年金額の方が大きい。

- ・ 国民年金の保険料は段階的に引き上げられることになっていることから、今年生まれた人（2001 年生まれ）の方の保険料の総額は 1,210 万円と今年 20 歳の人より高くなるが、それでも年金額合計が上回っている。
- ・ これらはいずれも、国民年金に対する国庫負担の割合を 3 分の 1 として計算しているが、この国庫負担の割合については、前回（平成 12 年）の制度改正で、2 分の 1 への引上げを図ることとされ、現在そのための検討が鋭意行われている。国庫負担を 2 分の 1 に引き上げた場合で計算すると、一番保険料総額が高くなる今年生まれた人でも 888 万円に引き下げられることになる。
- ・ なお、国民年金の保険料は、その全額が課税対象となる所得から控除される（社会保険料控除）ことから、保険料を納めることにより減税の恩恵を受けているという点にも、留意する必要がある。
- ・ 厚生年金の場合は、基礎年金分の国庫負担があることに加えて、保険料の半分は事業主が負担する仕組みとなっていることから、どの世代で考えても個人が払う額より受け取る年金の方が多い。

このとき、事業主が負担している保険料も自分が払っているのと同じという人がいるが、この仕組みが無かった時に事業主が負担している保険料の分だけ給料が高くなるという保証は全くない。このことは、例えば、厚生年金の適用されていない短時間勤務者の給料が、事業主の保険料負担分だけ高くなっているかどうかを考えても理解できる。

### 現役世代が受ける間接的な恩恵

- いずれにせよ、少子高齢化が進むにつれて、2020 年頃までにかけて、より若い世代の保険料負担が上昇するのは事実である。

しかし、もし公的年金が存在しないとすると、個々人で自分の親の老後を支えなければならない。その場合、子どもの数が減れば、子どもの仕送り負担が増えることは避けられない。また、公的年金の保険料を払うことにより、親の老後を心配することなく安心して生活ができるという意味で、現役世代も、公的年金制度の間接的な恩恵を受けているということを留意しなくてはならない。

そして、この間接的な恩恵の程度は、今後少子化が進むにつれ、大きくなっていくと考えられる。

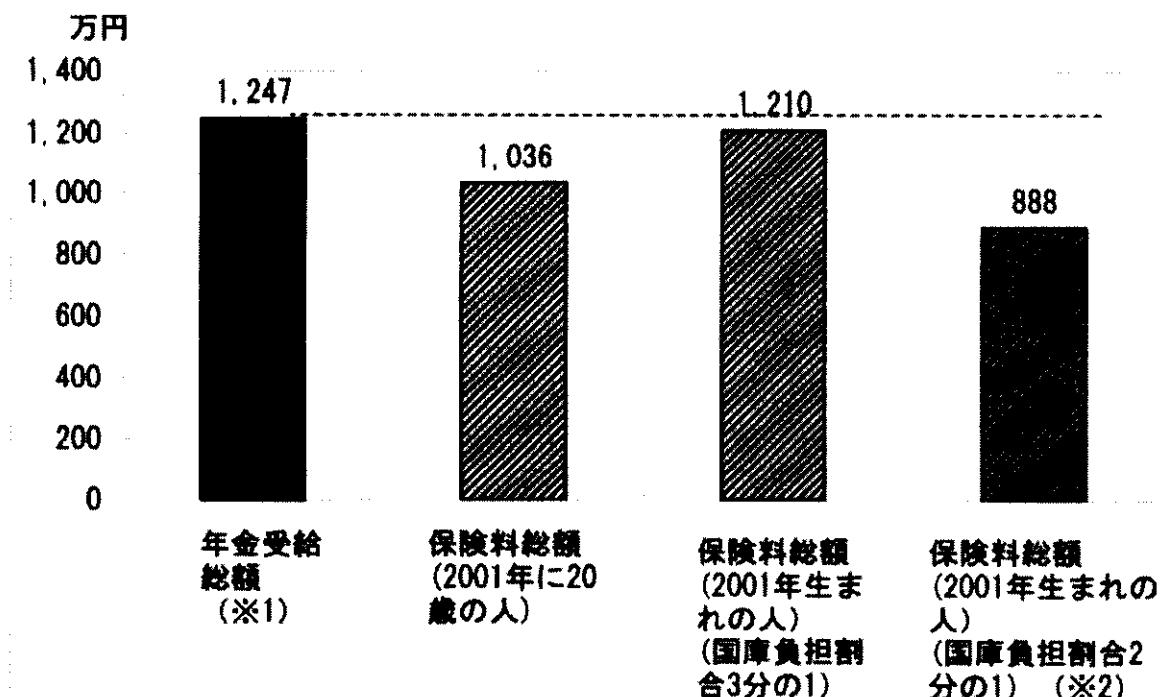
#### 将来にわたって過重な負担とならないようにした平成 12 年の改正

○ なお、前回（平成 12 年）の制度改正で、厚生年金の保険料率は、将来においてもボーナス込みの賃金に対して労使あわせて 2 割程度（現在 13.58%）にとどめることとしている。国民年金の保険料についても、改正法の附則に規定されたように、基礎年金に対する国庫負担の割合について、現在の 3 分の 1 から 2 分の 1 への引上げを図ることにより、将来 25,000 円台（平成 11 年度価格）と見込まれる保険料を 18,000 円台（平成 11 年度価格）にとどめることができると考えている。

このように、将来の保険料負担が急激に上昇し過重なものとなり、負担できなくなるようなことのないように、取り組んだところである。

(参考)

## 国民年金 年金受給総額と保険料総額



### 【年金受給総額、保険料総額の算出方法】

- 年金受給総額は、65歳から男女の平均寿命の中間の80.5歳までの15.5年間、現在の基礎年金額（月額67,017円）の年金を受給したと仮定して、その合計額を計算
- 保険料総額は、平成11年財政再計算結果による保険料の段階的な引上げ計画で示している毎年の保険料額に基づき、20歳から60歳到達時までの40年間の保険料の合計額を計算
  - ・2001～2004年度 月額13,300円
  - ・2005年度以後段階的に引き上げ、2020年度以後  
　－国庫負担割合3分の1の場合 25,200円  
　－国庫負担割合2分の1の場合 18,500円

(※1) 保険料を納め終わった60歳の平均余命の男女平均は約24年1ヶ月であり、65歳以降の年金受給期間約19年1ヶ月を用いて計算すると、年金受給総額は1,535万円となる。

(※2) 平成12年改正法附則第2条  
「基礎年金については、給付水準及び財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の2分の1への引上げを図るものとする。」

### Q 3-2 この計算は利子を計算していないのでおかしい。

#### 【要点】

1. 利子や年金の改定率を含めて計算する場合、45年から60年後という非常に長い期間の計算となるので、前提の置き方次第で、損得の結果はいかようにも変わりうるため、そのような試算には現実的な意味はない。
2. 今回の試算は、元本ベースでの単純な計算をあえて試み、決して払い損になつてはいないことを示したもの。

#### 公的年金と個人年金・貯蓄の仕組みの違い

○ 公的年金は、現役時代から考えて、45年から60年後といった老後までの長い期間に、経済社会がどのように変わろうとも、その社会で従前の生活と大きく変わらない暮らしのできる年金を保障することを目的としており、賃金や物価の水準の上昇に応じて年金の水準を改定する仕組みである。

一方、個人年金や貯蓄は、払った金額に利子がついて戻ってくるというのが基本となる仕組みであり、あらかじめ賃金や物価の水準に応じた給付の保障はできない仕組みである。

#### 前提の置き方次第で結果はいかようにも変わりうる

○ 利子や年金の改定率を含めて計算をすることも一つの方法ではある。しかしながらこの場合、45年から60年後という非常に長い期間の計算となるので、率の小さな差が長期間の累積により、非常に大きく影響してしまうこととなり、そのような試算には現実的な意味はないと考える。

例えば、

- ・50年間年1%で伸ばすと 100 → 164
- ・50年間年2%で伸ばすと 100 → 269

と非常に大きな差が出る。

このことは、前提の置き方次第で、損得の結果はいかようにも変わりうるということを示唆している。

### 元本割れ、払い損にはなっていないという計算結果

- したがって、ここでは、公的年金が割に合わない、特に、払った保険料よりもう年金の方が少ない、いわば「元本割れ」しているのかどうかということを問題視する考え方が多いことに対して、いわば元本ベースでの単純な計算をあえて試み、決して払い損になつてはいなことをお示ししたものである。

Q 4 個人年金や貯蓄の方が、利子等がつくので、公的年金よりも有利なのではないか

【要点】

1. 公的年金と個人年金・貯蓄とでは仕組みが異なる。
  - ① 公的年金：賃金や物価の水準の上昇に応じて給付水準を改定する仕組み。
  - ② 個人年金・貯蓄：払った金額に利子が付いて戻ってくるという仕組みであり、あらかじめ賃金や物価の上昇に応じた給付の保障はできない。
2. したがって、経済社会がどのように変わろうとも、その社会で従前の生活と大きく変わらない暮らしのできる年金を保障するという公的年金の機能は、あらかじめ賃金や物価の上昇に応じた給付の保障のできない個人年金や貯蓄には代替できない。
3. このような役割を反映して、公的年金には、私的年金にはない有利な措置がとられている。  
〔基礎年金に対する国庫負担、事務費に対する給付費とは別の国庫負担、保険料の課税所得からの控除（社会保険料控除）〕  
一方、個人年金では、保険料の相当部分が事務費として使われている。
4. 個人年金や貯蓄は、公的年金を補完して、多様化した老後生活のニーズに対応する役割。それぞれの役割を踏まえ、公的年金を土台として、両者を組み合わせて老後の収入を確保するという対応が求められる。

公的年金と個人年金・貯蓄の仕組みの違い

○ 公的年金は、現役時代から考えて、45年から60年後といった老後までの長い期間に、経済社会がどのように変わろうとも、その社会で従前の生活と大きく変わらない暮らしのできる年金を保障することを目的としており、賃金や物価の水準の上昇に応じて年金の水準を改定する仕組みである。

一方、個人年金や貯蓄は、払った金額に利子がついて戻ってくるというのが基本となる仕組みであり、あらかじめ賃金や物価の上昇に応じた給付の保障はできない仕組みである。

### 公的年金の機能は個人年金・貯蓄には代替できない

- 国民が生涯を通じて安心して生活を送ることができるために、まず、生活の基本的な部分については、経済社会がどのように変わろうとも、その社会で従前の生活と大きく変わらない暮らしのできる年金の保障が必要であると考える。

このような保障は、賃金や物価の水準の上昇に応じて給付水準を改定する仕組みでなければ行うことはできず、社会全体で世代間扶養を行う公的年金においてはじめて約束できるものである。

このような公的年金の機能は、個人年金や貯蓄が代替することはできない。

### 公的年金の有利性

- このように、生活の基本的な部分を全国民に保障するという役割を反映して、公的年金には基礎年金に対する国庫負担や、事務費に対する給付費とは別の国庫負担が行われ、社会保険料には課税所得からの全額控除がなされている。一方、民間の個人年金の場合は、これらの措置がなく、保険料の相当部分が事務費として使われているという面においても、公的年金は有利な仕組みであると言える。

### 多様化した老後ニーズに対応し公的年金を補完する個人年金や貯蓄

- もちろん、老後の生活も多様になってきており、多様になった生活をすべて公的年金で支えることはできない。

民間の個人年金や貯蓄は、あらかじめ賃金や物価の上昇に応じた給付の保障はないが、加入するか否か、どれくらい保険料を支払うかが個人の任意に委ねられ、運用の方法も多様化しており、公的年金を補完して、まさに多様化した老後生活のニーズに対応する仕組みとしてふさわしいものと考える。

- したがって、公的年金と個人年金等を比べて、どちらが得か損かという見方ではなく、それぞれの役割を踏まえ、公的年金を土台として、両者を組み合わせて老後の収入を確保するという対応が求められる。

## Q5 未加入・未納はなぜいけないのか。

### 【要点】

1. 加入が任意に委ねられている個人年金には、給付が賃金や物価にスライドして改定される仕組みをとっているものはない。将来の社会がどのように変わろうとも、その社会で従前の生活と大きく変わらない生活ができる年金を保障できる世代間扶養を基本においた仕組みは、入るか入らないかを個人の任意に委ねることは成り立たず、社会全体で仕組むことにより初めて可能となる。
2. 未加入・未納は、このような社会的連帯の輪の中での義務を果たしていないと言う点で問題。未加入者や未納者は、頑張って保険料を納めている者に迷惑をかける。また、親の老後を心配することなく安心して生活ができるという意味で、未加入者や未納者を含めて現役世代全体が公的年金制度の間接的な恩恵を受けていることにも留意が必要。
3. 未加入者や未納者は、保険料負担能力がある。
  - ①低所得者には、保険料の免除制度が存在。
  - ②未納者は所得面で納付者とそれほど大きな差はみられない。
  - ③未納者の半分以上は生命保険や個人年金に加入し、相当額の保険料を支払っている。
4. 未納者と納付者の間には、老後生活への意識や公的年金への理解に差。
  - ①未納者は納付者に比べて、公的年金を当てにする者が少ない。
  - ②老後について特に考えていないとする者が多い。
5. かつてがんばって義務を果たして保険料を納めた方々は、現に老後に年金を受給し、年金制度を高く評価。基礎年金額を利子収入やパート労働で得ようとするなどどうなるか考えると、年金の重みを実感。
6. これらのことから、公的年金の考え方の広報・普及を強化するとともに、徹底した保険料収納対策に努力。

### 世代間扶養により老後の生活を支えることのできる年金を保障

- 公的年金は、将来の経済社会がどのように変わろうとも、やがて必ず訪れる長い老後に、その社会において従前の生活と大きく変わらない暮らししができるよう、生活の基本的な部分を保障する仕組みであるが、この仕組みは、社会全体での世代間扶養を国民一人一人の保険料の納付という自助努力の下で行うということを基本におくことにより、可能となっている。

### 社会全体で仕組むことにより初めて可能となる世代間扶養

- 世代間扶養を基本とした社会保険の仕組みは、入るか入らないかを個人の任意に委ねることでは成り立たず、社会全体で仕組むことにより初めて可能になるものである。  
このことは、現に、加入が任意に委ねられている個人年金には、給付が賃金や物価にスライドして改定される仕組みをとっているものはないことからもわかる。

### 未加入・未納は、社会的連帯の輪の中での義務を果たしていない

- このように、公的年金制度は、国民一人一人が保険料を納めるという自助努力を行い、社会全体で高齢者の生活を支えることによりはじめて成り立つものであるから、公的年金に加入をしなかったり（未加入）、加入をしても保険料を支払わない（未納）ことは、社会的連帯の輪の中での義務を果たしていないという点で問題である。

### 頑張って保険料を納付している者に迷惑をかける

- また、基礎年金の給付に必要な費用は 20 歳から 59 歳までの全国民で公平に負担する仕組みとなっているところ、保険料を納めないと、当面給付費が減ることはない反面、保険料収入が減ることから、一時的に納付者一人あたりの基礎年金の負担が重くなることとなる。すなわち、頑張って保険料を納付している者に迷惑をかけることにもなる。

### 未加入者・未納者でも受けている間接的な恩恵

- また、自分が払う負担と自分が受ける給付のことばかり念頭に置かれることが多いが、親の老後を心配することなく安心して生活ができるという意味で、未加入者や未納者を含めて現役世代全体が、公的年